

公共施設等景観形成方針の運用状況（平成 29 年度）

区では、平成 23 年 3 月に練馬区景観条例（平成 23 年 3 月条例第 10 号）を定めるとともに、景観行政団体として、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に基づき練馬区景観計画を平成 23 年 8 月に策定し、良好な景観の形成にむけて、区民、事業者等との協働による景観まちづくりを推進している。

道路や公園、河川、学校などの公共施設や公共建築物は、地域のランドマークとして景観まちづくりを先導する重要な役割を果たすことから、景観計画に公共施設の景観整備の考え方を示すとともに、「練馬区公共施設等景観形成方針」を定めて、公共施設等の新設や新築だけでなく、改修や維持管理においても、景観の形成に配慮した整備を進めている。

国または地方公共団体が行う建築行為等については、景観法により景観行政団体の長（練馬区長）への通知が義務づけられており、平成 29 年度における公共施設等景観形成方針の運用状況は下記のとおりである。

記

1 行為着手前の通知 22 件

名称	所在地	区分	用途	小学校
1 練馬東小学校（校舎）	春日町一丁目 30 番 11 号	色彩 変更	階 数	地上 3 階
			敷地面積	1,147.00 m <sup>2</sup>
			延床面積	5,206.00 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	建築物の外壁は、既存建築物に近い色彩とし、周辺景観との調和を維持する。			

	名 称	所在地	区分	用 途	自転車駐車場
2	(仮)氷川台駅第九自転車駐車場	氷川台三丁目 41番3号	新築	階 数	地上3階 地下1階
				敷地面積	376.87 m <sup>2</sup>
				延床面積	1,065.80 m <sup>2</sup>
	景観形成方針 への適合	石神井川の景観と融和させるため圧迫感を抑える建築物の配置とし、近隣住民の要望等に配慮し敷地内を極力緑化する。			

	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
3	中村小学校(校舎)	中村二丁目8 番1号	色彩 変更	階 数	地上3階
				敷地面積	13,881.00 m <sup>2</sup>
				延床面積	7,128.00 m <sup>2</sup>
	景観形成方針 への適合	周辺景観との調和を図るため、建築物等の色彩は落ち着いた色とする。さらに、フェンスは周辺の景観に馴染ませるため、色をブラウンへ変更する。			

	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
4	大泉西中学校	西大泉三丁目 19番27号	開発	階 数	— 階
				敷地面積	13,787.22 m <sup>2</sup>
				延床面積	— m <sup>2</sup>
	景観形成方針 への適合	敷地周囲の囲障は、コンクリート壁ではなくメッシュフェンスとし、周辺への圧迫感を低減する。さらに、外周部に歩道状空地と植栽帯を確保し、周囲との過度な高低差を生じることが無いよう配慮する。			

	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
5	大泉西中学校(校舎)	西大泉三丁目 19番27号	改築	階 数	地上4階
				敷地面積	13,454.80 m <sup>2</sup>
				延床面積	8,225.75 m <sup>2</sup>
	景観形成方針 への適合	既存の建築物と同様の高さ・規模の改築とし、圧迫感が過大とならないよう配慮する。外壁の色彩は無彩色の組み合わせにより構成するが、意匠にアクセントを持たせ長大な壁面による単調な印象を和らげる。			

6	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
	大泉西中学校（防球ネット）	西大泉三丁目 19番27号	新設	階 数	－ 階
				敷地面積	－ m <sup>2</sup>
				延床面積	－ m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	高さを最低限とし、敷地境界から3メートル程度後退させた配置とすることで、周辺への圧迫感を抑える。色彩は無彩色を基本として、周囲の落ち着いたある住宅地の景観に馴染ませる。				

7	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	石神井小学校（校舎）	石神井台一丁目 1番25号	増築	階 数	地上3階
				敷地面積	12,814.66 m <sup>2</sup>
				延床面積	6,870.81 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	敷地外周部および建築物の壁面を緑化し、南側に位置する石神井川と北側の寺社とともに一体的なみどりを形成する。建築物の外壁は白色を基本とし、壁面緑化のみどりを際立たせることで、周辺のみどりに馴染ませる。また、階数を4階から3階とし、周辺への圧迫感を低減する。				

8	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	石神井西小学校（プール）	関町北一丁目 1番5号	色彩 変更	階 数	地上1階
				敷地面積	9,735.58 m <sup>2</sup>
				延床面積	613.13 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

9	名 称	所在地	区分	用 途	事務所
	西部土木出張所	石神井町三丁目 30番26号	色彩 変更	階 数	地上3階
				敷地面積	3,593.38 m <sup>2</sup>
				延床面積	396.54 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

10	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	春日小学校（屋内運動場）	春日町五丁目 12番1号	色彩 変更	階 数	地上2階
				敷地面積	19,046.21 m <sup>2</sup>
				延床面積	644.56 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

11	名 称	所在地	区分	用 途	保育所
	練馬区3歳児1年保育送迎ステーション	練馬三丁目9番	新築	階 数	地上1階
				敷地面積	612.90 m <sup>2</sup>
				延床面積	213.85 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	建築物の高さ・規模は必要最低限のものとし、周囲への圧迫感を低減する。建築物の外壁は基準に適合した色彩とし、周辺景観との調和を図る。				

12	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
	開進第一中学校（校舎・プール）	早宮一丁目16番50号	色彩 変更	階 数	地上3階
				敷地面積	23,632.69 m <sup>2</sup>
				延床面積	8,354.33 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和の維持に配慮する。なお、屋上フェンスなどの色彩基準を満たしていない部分は、今回の変更により適合させる。				

13	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	北町小学校（校舎）	北町一丁目14番11号	色彩 変更	階 数	地上4階
				敷地面積	13,579.00 m <sup>2</sup>
				延床面積	7,317.00 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和の維持に配慮する。田柄川緑道に接する敷地部分は既存樹木を保存し、その他の敷地外周部に建築物周辺の既存樹木を移植することで、周辺との一体的なみどりの形成を図る。				

14	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
	練馬東中学校（校舎）	春日町二丁目 14番22号	色彩 変更	階 数	地上4階
				敷地面積	16,137.825 m <sup>2</sup>
				延床面積	7,018.00 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和の維持に配慮する。なお、屋上フェンスなどの色彩基準を満たしていない部分は、今回の変更により適合させる。				

15	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	南が丘小学校（プール）	南田中二丁目 13番1号	色彩 変更	階 数	地上1階
				敷地面積	9,894.00 m <sup>2</sup>
				延床面積	52.10 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	低層住宅が密集する地域に隣接するため極端な色合いを避け、日光の反射の影響も考慮した色彩とすることで、周辺景観との調和を維持する。				

16	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
	中村中学校（屋内運動場）	中村南一丁目 32番21号	色彩 変更	階 数	地上2階
				敷地面積	23,018.99 m <sup>2</sup>
				延床面積	2,261.46 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

17	名 称	所在地	区分	用 途	中学校
	光が丘第二中学校（プール）	光が丘七丁目 1番1号	色彩 変更	階 数	地上1階
				敷地面積	375,913.85 m <sup>2</sup>
				延床面積	129.65 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

18	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
	大泉第二小学校（プール）	南大泉四丁目 29 番 11 号	色彩 変更	階 数	地上 1 階
				敷地面積	12,210.90 m <sup>2</sup>
				延床面積	138.89 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	敷地内にある既存建築物の色彩とほぼ同色とし、周辺景観との調和を維持する。				

19	名 称	所在地	区分	用 途	集会所・保育所
	大泉学園地区区民館 大泉学園保育園	大泉学園町八 丁目 9 番 5 号	色彩 変更	階 数	地上 2 階
				敷地面積	2,349.766 m <sup>2</sup>
				延床面積	1,688.918 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

20	名 称	所在地	区分	用 途	集会所・保育所
	富士見台地区区民館 富士見台こぶし保育園	富士見台三丁 目 10 番 1 号	色彩 変更	階 数	地上 2 階
				敷地面積	1,852.26 m <sup>2</sup>
				延床面積	1,436.94 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	周辺景観との調和を維持するために色彩基準への適合を基本としながら、建築物の用途に応じて色合いに違いを持たせて、区民および利用者が愛着を感じる公共建築物とする。				

21	名 称	所在地	区分	用 途	集会所
	北町第二地区区民館	北町六丁目 24 番 101 号	色彩 変更	階 数	地上 3 階の 1 階部分
				敷地面積	3,340.51 m <sup>2</sup>
				延床面積	1,108.25 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	既存の色彩から大きく変更することはせず、周辺景観との調和を維持する。				

	名 称	所在地	区分	用 途	小学校
22	富士見台小学校（プール）	富士見台四丁目 16 番 10 号	色彩 変更	階 数	地上 1 階
				敷地面積	9472.00 m <sup>2</sup>
				延床面積	103.97 m <sup>2</sup>
景観形成方針 への適合	敷地内にある既存建築物の色彩と同色とし、周辺景観との調和を維持する。				

2 行為変更の通知 7 件

- ・大泉第一小学校（校舎）
- ・石神井東中学校（屋内運動場、プール）
- ・大泉東小学校（校舎）
- ・石神井中学校（防球ネット）
- ・光が丘第一中学校（校舎）
- ・大泉東小学校（防球ネット）
- ・豊玉保育園

3 行為完了の通知 12 件

- ・高松地区区民館・高松保育園
- ・田柄中学校（防球ネット）
- ・大泉第一小学校（校舎）
- ・練馬東小学校（校舎）
- ・光が丘第一中学校（校舎）
- ・大泉北中学校（校舎）
- ・大泉学園小学校（校舎）
- ・北大泉野球運動場（防球ネット）
- ・農の学校
- ・石神井中学校（防球ネット）
- ・豊玉保育園
- ・練馬区 3 歳児 1 年保育送迎ステーション

#### 4 参考

(1) 景観法第 16 条第 5 項より抜粋

(届出及び勧告等)

……当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(2) 練馬区景観条例第 28 条より抜粋

(公共施設等景観形成方針)

区長は、公共施設等……の整備に関する良好な景観の形成のための方針……を定めるものとする。

(3) 練馬区景観条例施行規則第 9 条より抜粋

(国の機関または地方公共団体が行う行為の通知)

法第 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

……当該通知に係る行為が完了したときまたは当該通知に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了（中止）通知書（第 5 号様式の 3）により区長に通知しなければならない。